

当社支払業務に関してのご案内

1. 支払条件
 - ① 支払条件は当社規定によります。
 - ② 請求金額 50 万円未満の場合には、取引条件に関わらず振込支払になります。
 - ③ 手形のサイトは 120 日です。

2. 請求書
 - ① 請求書は請求総括表と指定請求書にてご提出願います。
※請求総括表、指定請求書は弊社ホームページからダウンロードして作成して下さい。
 - ② 請求書は毎月末日で作成し翌月 5 日必着でお願いします。
 - ③ 必着日を過ぎてからの受付分は翌月受付扱いになりますのでご注意ください。
 - ④ 5 日が土曜、日曜、祝日の場合は翌営業日までとなります。
請求書締め支払日一覧をご参照ください。

3. 支払
 - ① 支払は原則として翌月末日です。
 - ② 支払日が土曜や日曜、祝日の場合には前営業日の支払となります。
 - ③ 現金支払分は銀行振込です。
 - ④ 手形は集金または郵送で始めにどちらか決めて頂きます。
 - ⑤ 集金の窓口業務は 13:00~16:00 で、これ以外の支払業務は一切行いません。
※この時間に遅れます郵送となりますのでご了承下さい。

4. 手形の郵送
手形は支払日に書留にて郵送となります。
到着後、1 週間以内に郵送料と領収証をご郵送下さい。

2017 年(平成 29 年) 請求書締め支払日

請求書締	必着日	支払日	請求書締	必着日	支払日
1 月	2 月 6 日	2 月 28 日	7 月	8 月 7 日	8 月 31 日
2 月	3 月 6 日	3 月 31 日	8 月	9 月 5 日	9 月 29 日
3 月	4 月 5 日	4 月 28 日	9 月	10 月 5 日	10 月 31 日
4 月	5 月 8 日	5 月 31 日	10 月	11 月 6 日	11 月 30 日
5 月	6 月 5 日	6 月 30 日	11 月	12 月 5 日	12 月 26 日
6 月	7 月 5 日	7 月 31 日	12 月	1 月 8 日	1 月 31 日

請求書や支払いに関して不明な点は経理までお問い合わせください。